○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報

……三八九

告

示

目

次

○道路の供用開始……………………………………………………………三九○

○道路の区域変更(二件)………………………………………………………………三八九

第五十五号

令和元年

十二月五日

日

木 曜

所において、この告示の日から令和元年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 次のとおり道

三 道路の区域

# 示

告

○山梨県警察放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正

……三九四

公安委員会

○山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………………三九二

教育委員会

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………………三九一 ○大規模小売店舗の新設に関する届出…………………………………………………………………………………三九○

○換地計画の適当決定……………………………………………………………………三九一

## 山梨県告示第百四十三号

称等の一部を改正する告示を次のように定める。 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名

令和元年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太郎

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務

の名称等の一部を改正する告示

頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名 (平成十七年山梨県告示第二百 一号の二 0) 一部を次のように改正する。

Щ

梨

県

公

報

第五十五号

令和元年十二月五日

で一般の縦覧に供する。

令和元年十二月五日

(吉田支所を除く。) において、

この告示の日から令和元年十二月二十六日ま

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

げ、 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 山梨県告示第百四十五号 山梨県告示第百四十四号 道路法 道路法 この告示は、 本則の表中三十の項を三十一の項とし、 山梨市三富川浦字地蔵沢八九六番一地先まら、山梨市三富川浦字地蔵沢八九六番一地先かで 三の項の次に次のように加える。 令和元年十二月五日 路 道路の種類 X 災職選考採用試験 附 線名 Ш (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 梨県職員火山防 則 公布の日から施行する。 百四十号 一般国道 総合得点及び順位 試験種目別得点、 間 四の項から二十九の項までを一項ずつ繰り下 山梨県知事 の旧 別新 旧 新 た日から一か月間 合否通知を発送し 三五五元 三· 三· 元五。 〇 (メートル)敷地の幅員 長 崎 防災危機管理 山梨県防災局 課 延 幸 兀 四 · ト ル 長 太

郎

梨

Щ

道路の種類 県道

路線 名 上野原丹波山線

三 道路の区域

| · · ·            | ー<br>一<br>一<br>七<br>・<br>五  | 新        |  |
|------------------|-----------------------------|----------|--|
| 六<br>〇<br>·<br>〇 | 八<br>一五<br>一<br>一<br>五<br>五 | 旧        | 北都留郡小菅村字吉原四四四番一地先まで北都留郡小菅村字吉原四五七番一地先から |
| (メートル) 長         | (メートル)敷地の幅員                 | の旧<br>別新 | 区                                      |

### 山梨県告示第百四十六号

所において、この告示の日から令和元年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

令和元年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太郎

| 県道                                    | 種道<br>類路<br>の |
|---------------------------------------|---------------|
| 線梨市                                   | 路             |
| 自川<br>転三<br>車郷                        | 線             |
| 道山                                    | 名             |
| 笛吹川右岸堤防地先まで第吹川右岸堤防地先から吹川右岸堤防地先からないったが | 区             |
| 東笛                                    | 間             |
| 二六六・九                                 | (メートル) 長      |
| 二月五日<br>十                             | 期日開始の         |

#### 公 告

# 大規模小売店舗の新設に関する届出

あったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出が

山梨県知事

長

崎

幸

太 郎

令和元年十二月五日

届出者

氏名又は名称及び法人にあっては代表者 住所

> 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和二年七月二十二日

4

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

収容台数 二百十三台

位置 届出の図面のとおり

(2) (1)

荷さばき施設の位置及び面積

(2) 面積 三十平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 代表取締役 捧雄一郎株式会社コメリ   | の氏名 |
|---------------------|-----|
| 一 新潟県新潟市南区清水四千五百一番地 |     |

#### 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 コメリハード&グリーン山梨万力店
- 所在地 山梨県山梨市万力字足原田九百六十三番外
- あっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

2

| 代表取締役 捧雄一郎   新潟    | 表者の氏名  長名又は名称及び法人にあっては代 住所 |
|--------------------|----------------------------|
| :潟県新潟市南区清水四千五百一番地一 |                            |

- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 四千二百六十四平方メートル
- (2) (1) 位置 届出の図面のとおり
- 駐輪場の位置及び収容台数
- 収容台数 十台
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- 届出の図面のとおり

- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 開店時刻 午前七時
- 閉店時刻 午後九時
- 三十分まで 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後九時
- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 四箇所
- 位置 届出の図面のとおり

九時まで 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前七時から午後

- 届出年月日 令和元年十一月二十一日
- センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

Ŧ. 縦覧期間 この公告の日から令和二年四月六日まで

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、 公告し、及び縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が 次のとおり

令和元年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

二 届出の概要 ビス株式会社 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 代表取締役 藤田勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号 大和情報サ

- 豆生田字二ツ木千七十二番一外 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ須玉 山梨県北杜市須玉町大
- 2 並びに法人にあっては代表者の氏名 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

| 株式会社オギノ株式会社オギノ           | 変更前 | 変更後 |
|--------------------------|-----|-----|
| 【是文帝史》 技予電子 【七层文帝史》 技予電子 | ギ   | ギ   |

外未定 山梨県甲府市徳行 一丁目二番十八号

外二者 山梨県甲府市徳行 一丁目二番十八号

変更の年月日 令和元年十一月二日

3

届出年月日 令和元年十一月十八日

縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター

Ŧi.

川

縦覧期間 この公告の日から令和二年四月六日まで

### 換地計画の適当決定

第五十二条の二第一項の規定により、北杜市長から認可申請のあった農業基盤整備促進 とができる。また、この公告に係る決定については、 なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をするこ 事業(山高地区山高工区)の換地計画を適当と決定したので、同条第四項において準用 被告として、取消しの訴えを提起することができる。 する同法第八条第六項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法 前記の審査請求のほか、 山梨県を

令和元年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 縦覧書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 令和元年十二月六日から令和二年一月九日まで
- $\equiv$ 縦覧場所 北杜市役所
- 兀 五 審査請求期間 この公告の日から令和二年一月二十四日まで
- 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年六月五日まで

### 公共測量の実施

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により都留市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和元年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 測量の種類 公共測量(デジタル撮影
- 測量の地域 都留市全域

Ш

Щ

測量の期間 令和元年十一月二十日から令和二年三月三十一日まで

### 教育委員会

# 山梨県教育委員会規則第五号

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和元年十二月五日

山梨県教育委員会

教育長 市 Ш

満

部を次のように改正する。 山梨県教育職員免許に関する規則(昭和四十三年山梨県教育委員会規則第七号)の一 山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

第三号様式中「、第6号及び第7号」を「及び第6号」に改める。

第四号様式を次のように改める。

#### 第4号様式

#### 身体に関する証明書

本籍地

氏 名

年 月 日生

所見 (疾病異常、特記事項等)

上記のとおり証明します。

月 年 日

> 所 住

病院名

医師氏名 印

Щ

#### 附則

(施行期日)

ら施行する。 法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)附則第一条第二号に掲げる日か1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係

(経過措置)

書類は、改正後の規定により提出された書類とみなす。 2 この規則による改正前の山梨県教育職員免許に関する規則の規定により提出された

) 随意契約の相手方の決定について

約に係るものである。の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブ五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブ、次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十

令和元年十二月五日

山梨県教育委員会

長 市 川

満

教育

随意契約に係る借入物品等

一 名称 教員一人一台端末等

□ 数量 一式

契約に関する事務を担当する所属

名称 山梨県教育庁高校教育課

□ 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

一随意契約の相手方を決定した日 令和元年九月四日

四 随意契約の相手方

一 名称 株式会社JECC

□ 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番地一号

五 契約金額 四億六千七百一万六千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

第百六十七条の二第一項第八号の規定に該当するため。 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)

### 公安委員会

# 山梨県公安委員会規則第六号

のように定める。 山梨県警察放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則を次

令和元年十二月五日

十十二月五日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信

彦

員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。山梨県警察放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則(平成十七年山梨県公安委山梨県警察放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則

第二条第二項中「第三号ハ及びニ」を「第三号ロ及びハ」に改める。

に改める。 第十四条第二項中「第二条第二項第三号ハ及びニ」を「第二条第二項第三号ロ及びハ」

| <i>*</i>   |  |
|--|--|
| 「次人 例味」 「次人 例味」 「次人 例味」 「た 大人 例味」 「た 表 等 付 行 為 等 |  |

| ─────────────────────────────────────   |  |
|---|--|
| に改める。   | 第十六号様式中「成年被後見入若しへは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破廃中続開站の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。 附 則 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。 |
| 第81号)第7条第5号に掲げる事<br>する国籍等)が記載されたもの)<br>当しない旨の市区町村長の証明書  |  |
| 第三号様式中「減やいぎ」を「覚醒ぎ」に改める。第三号様式中「減やいぎ」を「覚醒ぎ」に改める。第四号様式、第十号様式及び第十三号様式中「成年被後見入地しへは被保佑人又は破廃地の復権や海ないもの」を「破廃中満開結の決定を受けて復権や海ない地」に、「禁鑑」を「禁鑑」に改める。 |  |
| □ 終了証明書又は認定書 □ 診断書(第3号様式)<br>□ 戸籍謄本又は抄本 □ 誓約書(第16号様式)<br>□ 登記事項証明書 □ 写真2枚(うち一枚貼付)   |  |
| 「 終了証明書又は認定書 □ 診断書(第3号様式) 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7 第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規する国籍等)が記載されたもの)                                   |  |
| 区改める。   |  |

山梨県公報

|               | <br>_     |
|---------------|-----------|
| 発行者           | 山梨        |
| 山梨県           | 県公報       |
|               | 第五十五号     |
| 甲府市丸の内一丁目六番一号 |           |
| 1六番一号         | 令和元年十二月五日 |
| 印刷所           | H         |
| 所、株サンニチ印刷     |           |
|               |           |
| 甲府市北口二丁目六番    |           |
| 月六番           |           |
|               |           |
|               |           |
|               |           |
|               |           |
|               | 三九六       |
|               |           |